

# 平成18年分 申告相談日程

各地域とも予備日を設けておりますが、混雑が予想されますので、できるだけ割当日にご相談できるようにご協力ください。

## <2月>

日	曜日	受付時間および地区		会場
		午前8時40分～11時30分	午後1時～4時	
5	月	堺	水沢、寺田	老人憩いの家「けやき」
6	火	百目木	立居地	
7	水	三日市、東畑	樋ノ口	
8	木	畑1	畑2～3	
9	金	桂坂	中野	
13	火	伊勢居地1	伊勢居地2	院内分館
14	水	馬場	上小国	
15	木	小国	横根1～3	
16	金	横根4～6	横根7、石田市営住宅さくら	老人憩いの家「はんの木」
19	月	院内1～2	院内3～4	
20	火	冬師	下坂	
21	水	釜ヶ台	上坂	
22	木	芹田1	芹田2	
23	金	三森1～2	三森3～4	午ノ浜温泉
26	月	三森5、鈴9～12	鈴13～17	
27	火	鈴1～4・18	鈴5～8	
28	水	書類整理のため申告できません		

## 仁賀保地域

## <3月>

1	木	杉山市営住宅ひまわり	田爪	市役所 仁賀保庁舎 3階大ホール
2	金	両前寺1～4	両前寺5～6 市営住宅はまなす	
5	月	琴浦1～6	琴浦7～13	
6	火	琴浦14～19	琴浦20～26	
7	水	室沢1～3	室沢4～7	
8	木	室沢8～11	室沢12～15	
9	金	室沢16～19	室沢20～23	
12	月	長磯、坂ノ下 住吉町	松田・上町 にかほハイツ	
13	火	田角森、堀田 鳥ノ子淵、清水	栄町、駅前 旭町、大正町	
14	水	中町、向山 千代吉町	新地 TDK新町社宅	
15	木	申告予備日		

▲仁賀保地域の「地区」は、班または旧納組名を表します。

▶象潟地域で、申告が午前と午後に分れる場合は、地区の班、組、生産班、地域などを( )内に表示しています。

## <2月>

日	曜日	地区
5	月	黒川
6	火	黒川
7	水	飛
8	木	赤石
9	金	前川
13	火	前川
14	水	前川
15	木	大竹
16	金	大竹
19	月	大竹
20	火	予備日(農業)
21	水	1町内
22	木	1町内
23	金	2町内
26	月	夢が丘、桜ヶ丘
27	火	3町内
28	水	書類整理のため申告できません

## 金浦地域

●受付時間  
午前＝8時40分～11時30分  
午後＝1時～4時  
●会場  
市役所金浦庁舎2階第1会議室

## <3月>

日	曜日	地区
1	木	4・5町内
2	金	4・5町内
5	月	6・7・8町内
6	火	6・7・8町内
7	水	6・7・8町内
8	木	申告予備日
9	金	申告予備日
12	月	申告予備日
13	火	申告予備日
14	水	申告予備日
15	木	申告予備日

## <2月>

日	曜日	受付時間および地区		会場
		午前8時40分～11時30分	午後1時～4時	
5	月	本郷(1班)	本郷(2班)	象潟構造改善センター(市役所象潟庁舎東側)
6	火	長岡	長岡、大飯郷	
7	水	横岡(第1・2支部)	横岡(第3・4支部)	
8	木	小滝(飯道当番)	小滝(飯道・上湯当番、大境)	
9	金	小滝(中湯・上湯)	舟岡、目貫谷地、大森	
13	火	西中ノ沢	石名坂、水岡	
14	水	大須郷(坂ノ下西)	大須郷(茶屋長根)	
15	木	大砂川	川袋	
16	金	小砂川1区(1～4組)	小砂川1区(5～6組) 砂山、洗釜	
19	月	小砂川1区(7～11組)	小砂川1区(12～16組)	
20	火	小砂川2区(17～26組)	小砂川2区(27～33組) 観音森	
21	水	立石1区	はまなす	
22	木	関	立石2区、下瓦山、大塩越	
23	金	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
26	月	中橋(東中橋)	中橋(西中橋)	
27	火	妙見町	荒古屋	
28	水	書類整理のため申告できません		

## <3月>

1	木	下浜の町、臨海	横町	(市役所象潟庁舎東側)
2	金	上浜の町	駅前	
5	月	浜畑、冠石	下荒屋	
6	火	栄町、向山	上荒屋	
7	水	武道島1区	下新町、武道島2区	
8	木	大谷地	上新町、28区、29区	
9	金	31区、32区	30区、33区	
12	月	桜ヶ丘、湯見町1区	湯見町2区	
13	火	松ヶ丘	34区、上狐森	
14	水	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	
15	木	申告予備日		

## 象潟地域

## 書類等の準備はできましたか？ 申告相談に必要なもの

- 【共通事項】
  - 申告書用紙(税務署から確定申告書を送付された人)
  - 印かん
  - 預貯金通帳の口座番号(本人名義)
  - 国民年金の支払証明書
  - 国民健康保険税(口座振替の人以外)、任意継続社会保険料等の領収書
  - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
  - 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の控除証明書
- 【給与や年金の収入がある方】
  - 源泉徴収票
  - 還付申告をする方で、源泉徴収票の住所や氏名が変わった場合は住民票を添付
  - 郵便局、保険会社からの個人年金支払明細書
- 【事業収入のある方】
  - 収支内訳書
  - 収支を確認できる仕入簿、売上簿、領収書控、請求書控、事業用預貯金通帳、請負契約書等
  - 事業用に使う機械購入証明書
  - 農作業を委託(小作)している場合は領収書等

- 肉用牛の売却証明書(丁A秋田しんせいより発行)
- 【生命保険契約等の一時金収入があった方】
  - 生命保険一時金(満期返戻金、死亡保険金等)、年金の支払調書等(払い込み保険料がわかるもの)
- 【医療費控除を受ける方】
  - 医療費の領収書と健康保険からの支給額を確認できるもの
  - 医療施設までの交通費(バス代、電車賃等)も医療費控除の対象になりますので、利用した方は計算書を作成し申告時にお持ちください
  - 合計金額を記載した計算書(日付、医療機関、薬局毎に集計)
  - ※介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象となります。次の証明書等が必要になりますので利用施

## 住宅借入金等特別控除 提出書類

### ●家屋に関するもの

No	書類の名称	新築	中古	増改築等
①	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	○
②	住民票の写し(平成19年発行のもの)	○	○	○
③	家屋の登記全部事項証明書	○	○	○
④	工事請負契約書(写)または建物の売買契約書(写)	○	○	○
⑤	【中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合】 ・耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの) ・住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの)		○	
⑥	【増改築の場合】 建築確認済証(写)もしくは検査済証(写)または増改築等工事証明書			○

### ●敷地に関するもの(敷地の購入に関する借入金がある場合のみ添付が必要となります。なお、敷地のみに関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高等証明書の添付も必要となります)

No	書類の名称	家屋と敷地を一括で購入(中古を含む)	新築の日前2年以内に購入	新築の日前に一定期間内の建築条件付きで購入
⑦	敷地の登記全部事項証明書	○	○	○
⑧	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	○	○	○
⑨	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類(⑧でも可)		○	
⑩	建築条件がわかる書類(⑧でも可)			○
⑪	(中古の場合で債務の承継がある場合) 債務の承継に関する契約書(写)	○		

- 設に確認してください。
- 指定介護老人福祉施設利用料等領収書
- 在宅介護費用証明書
- 居宅サービス利用料領収書
- 温泉療養証明書
- 運動療法実施証明書
- おむつ使用証明書
- ストマ用具使用証明書
- 処方せん(眼鏡)など

【住宅借入金等特別控除を受ける方】  
住宅借入金等特別控除を受け方は、自分の地区指定日に次の書類をお持ちください。  
《左表参照》  
※住宅借入金等特別控除は、所得の有無または所得税の有無に関わらず、該当者は確定申告をしてください。次年度以降の手続きが簡単になります。